

承認第9号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月10日提出

中間市長 松下 俊男

専 決 処 分 書

中間市が管理する道路において発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成26年 5月 8日

中間市長 松 下 俊 男



記

1 相手方



2 事故の概要

(1) 事故発生日時

平成26年4月3日(木)午後7時半頃

(2) 事故の発生場所

中間市中尾一丁目17番地内(中尾1号線)

(3) 事故の状況

中間市が管理する中間市道中尾一号線を通行していたところ、老朽化により破損していたラバーポールにつまずいて転倒し、怪我をした。

3 損害賠償の額

10,870円

4 和解の趣旨

- (1) 市は、相手方に対し、本事故に関する損害賠償責務として金10,870円の支払い義務があることを認める。
- (2) 市は、相手方に対し、前号の損害賠償の額を相手方が指定する口座に支払うものとする。
- (3) 相手方と市は、本件に関しては双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立てをしないこととする。